

「災害時における道路災害応急対策業務に関する協定」締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から要件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

平成30年1月31日

国土交通省関東地方整備局
高崎河川国道事務所長 堤 啓

記

1. 協定の概要

- (1) 名称 災害時における道路災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所管内（必要と認めるときは、業務実施区間外の協力を含む）における河川施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し又はおそれがある場合、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、労力等の確保及び動員の方法等必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容 協定書及び協定区間は別紙1及び別紙2のとおり
- (4) 期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が群馬県内に有すること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）

- (5) 平成14年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した群馬県内での道路に関する一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る)
- (6) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事で、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事における過去2年間の工事成績評定点の平均点が、2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料作成要領の交付

- ・交付期間 平成30年1月31日(水)～平成30年2月21日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。
- ・交付場所 上記(1)に同じ
- ・交付方法 配布する資料は記録媒体に電子データで交付するので、記録媒体(CD-R等)を持参すること。なお、郵送を希望する場合は、上記(1)に記録媒体(CD-R等)、返信用封筒(切手を添付)及び会社名、住所、担当者名、電話番号等連絡先が分かるものを同封し、郵送(書留郵便等配達)の記録が残るものに限る。交付期間の消印有効)すること。
また、高崎河川国道事務所ホームページ(※)からもダウンロードして入手できるものとする。
※事務所ホームページアドレス (<http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki>)

4. 技術資料の作成に関する事項

技術資料に記載する項目及び技術審査における審査項目は次のとおりとする。なお、具体の記述や詳細については、別途交付する技術資料作成要領によること。

- (1) 本店、支店、営業所の所在地
- (2) 過去の同種工事の施工実績
- (3) 自社の有資格技術者数及び内、群馬県内(埼玉県内)参集等支援可能技術者数
- (4) 災害出動要請時に出動する作業員の配置状況
- (5) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況
- (6) 災害時に使用する建設資材の保有及び備蓄状況
- (7) 希望する協定締結区間及び希望の理由
- (8) 資機材の主な拠点から希望協定区間までの距離
- (9) 過去の災害応急対策協定などの実績
- (10) 災害時の基礎的事業継続力の認定状況

5. 技術資料の提出

技術資料は、持参又は郵送(書留郵便等配達)の記録が残るものに限る)によること。

- ・受領期間 平成30年1月31日(水)から平成30年2月21日(水)ま

での土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

- ・ 提出場所 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課（担当：菅野）
〒370-0841 高崎市栄町6-41
TEL 027-345-6043
FAX 027-345-6093

6. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び選定の着目点は次のとおりとする。

審査項目	審査の着目点
1) 過去の同種工事の施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、群馬県内及び埼玉県内での河川に関する一般土木工事、維持修繕工事のうちいずれか代表的なものとして記載された施工実績を審査する。 ・ 同種工事の施工実績が無い場合は選定しない。 ・ 実績として記載した工事の工事成績評点が60点未満の場合は選定しない。
2) 自社の有資格技術者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社の有資格技術者数を審査する。 ・ 有資格技術者数の多いものを優位に審査する。 ・ 技術者を一人も保有していない場合は選定しない。 ・ 内書き技術者数は2次評価時の審査に適用する。
3) 災害出動要請時に出勤する作業員の配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に出勤可能な作業員（オペレーター含む）の配置状況として記載された出勤可能人数を審査し、人数が多いものを優位に審査する。 ・ 災害時に作業員が一人も出勤できない場合は選定しない。
4) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に確保可能な建設機械の保有及び手配状況として記載された自社保有又は協力会社及びリース会社で確保する建設機械の合計台数を審査する。 ・ バックホウ、小型ブルドーザー、ショベルローダー、ダンプトラック、移動式クレーン等の大型建設機械の合計台数の多いものを優位に審査する。 ・ 災害時に確保可能な建設機械が1台も無い場合は選定しない。
5) 災害時に使用する建設資材保有及び備蓄状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に確保可能な建設資材の保有及び備蓄状況として記載された代表資材（土砂類、碎石類、大型土嚢袋）の数量を審査する。 ・ 保有数量の多いものを優位に審査する。
6) 希望する協定締結区間及び希望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定区間の希望理由を協定区間選定の参考とする。 ・ 複数区間を希望している場合は、希望順位の高い区間から

の理由	審査し、1区間選定された場合、次の希望区間については、まだ1区間も選定されていない者を優位に審査する。
7) 資機材の主な拠点から希望協定区間までの距離	<ul style="list-style-type: none"> 資機材の主な拠点から希望する協定区間までの距離(道程)を審査する。 距離が近いものを優位に審査する
8) 過去の災害応急対策協定などの締結実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月1日以降、技術資料提出期限日までの行政機関等との間における、本協定と同様もしくは類似する災害協定などの締結状況として記載された協定等がある場合には、その締結機関を審査する。 上位機関を優位に評価する。
9) 災害時の基礎的事業継続力認定状況	<ul style="list-style-type: none"> 技術資料提出期限日における「建設会社における災害時の事業継続力認定」に基づく、基礎的事業継続力認定企業として認定され関東地方整備局から認定証の交付を受けている実績を審査する。 認定証の交付を受けているものを優位に審査する。 認定証の写しを添付すること。

7. 協定締結者の選定に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

- ① 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定しない場合があるので注意されたい。
- ② 協定区間は、協定締結区間の希望及び理由、資機材の主な拠点からの距離などを参考に決定するが、同一協定区間に複数の希望者がいた場合は、技術資料項目の審査結果により、上位のもの1社を選定する。
- ③ 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合または、予定する協定区間に希望者がいない場合は、希望区間以外の区間を担当してもらう場合や希望区間に加えて複数区間を担当してもらう場合がある。その場合は、ヒアリングを実施し、希望区間以外の協定締結意志を確認して決定する。

(2) ヒアリングの実施

技術資料の提出後、必要があればヒアリングを実施する。実施する場合は、別途実施する旨の連絡を行う。

- ・実施場所 高崎河川国道事務所
- ・実施日時 平成30年2月下旬～平成30年3月初旬の休日を除く指定する日時(予定)(別途連絡する)
- ・内 容 技術資料の内容及び協定区間の協議
- ・出席者 技術資料の内容を把握し、責任ある回答のできる方

(3) 協定締結者への通知

- ① 「災害時における河川災害応急対策業務に関する協定」に選定した者には、郵送により書面をもって通知する。
- ② 選定通知は、平成30年3月14日(水)を予定する(発送予定)

8. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）を書面をもって通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、高崎河川国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) （2）の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課（担当：菅野）
〒370-0841 高崎市栄町6-41
TEL 027-345-6043
 - ・受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで
- (4) （2）の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) （2）の非選定理由について説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に書面により回答する。

9. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (4) 受領期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本交付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせ先は次のとおりとする
〒370-0841 高崎市栄町6-41
関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課（担当：菅野）
TEL 027-345-6043

10. その他

- (1) 本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域貢献度」の項目に加算評価されるものである。
- (2) 本協定において、東京23区内震度6弱以上（首都直下地震）の発生、または、発生の恐れがある場合等において、協定を希望する者は、高崎河川国道事務所管内のほか、県外を含む業務実施区間外へ可能な限り対応協力をして頂く場合がある事をご理解の上、技術資料の提出をお願いします。

「災害時における道路災害応急対策業務に関する協定」締結に係る
技術資料作成要領

災害時における道路災害応急対策業務に関する協定締結の希望者は、下記要領により技術資料を作成し提出願います。

平成30年1月31日

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所長 堤 啓

記

1. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として以下の書類を提出すること。

- ・ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。
- ・ 次表6) で記載した、本店から希望協定区間までの距離 (道程) を着色した図面を提出すること。
- ・ 次表7) の過去の災害応急対策協定又は契約締結等の実績として記載した、協定書又は契約書等の写しを提出すること。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 過去の同種工事の施工実績	(様式-2) <ul style="list-style-type: none">・ 平成14年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、群馬県内での道路に関する一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のうちいずれか代表的なものを1件記載する。代表的は施工実績1件の選択にあたっては、下記の順位により、上位の工事を1件選択して記載すること。・ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。・ 実績として記載した工事の工事成績評点が60点未満の場合は選定しない。
2) 自社の有資格技術者数	(様式-3) <ul style="list-style-type: none">・ 自社の有資格技術者の人数を記載する。・ 内、災害時群馬県内事業所等に参集し高崎河川国道事務所

	<p>の災害対応に支援可能技術者数を（ ）に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術者は1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士及び1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士又は技術士のいずれかの資格保有者とする。 技術者の人数は、協力会社等は含まず、真に自社に所属する上記のいずれかの資格を保有している社員の実人数を記載すること。
<p>3) 災害出動要請時に出動する作業員の配置状況</p>	<p>(様式-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時(雪害含む)に出動可能な作業員(オペレーター含む)の参集先及び人数を記載する。 記載する作業員は、社員又は協力会社で確保のいずれでも良いが、災害時に<u>出動可能な確保体制(理由)</u>を併せて記載する。 記載する作業員的人数は単に社員や協力会社社員などの社員数を記載するのではなく、<u>本協定期間における高崎河川国道事務所の災害時に確実に出動可能な人数を記載すること。</u>
<p>4) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況</p>	<p>(様式-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時(雪害含む)に確保可能な建設機械の保有及び手配状況として、機械種別、台数、所有者、保管場所を記載する。 記載する機械は、自社保有又は協力会社及びリース会社で保有のいずれでも良いが、災害時に確保可能な確保体制(理由)を併せて記載する。 なお、記載する建設機械は単に会社で保有している又はリース契約等がある建設機械を全数記載するのではなく、<u>本協定期間における高崎河川国道事務所の災害時に確実に使用できる建設機械及び台数を記載すること。</u>
<p>5) 災害時に使用する建設資材保有及び備蓄状況</p>	<p>(様式-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に確保可能な建設資材の保有及び備蓄状況として下記の代表資材の数量を記載する。 記載する資材は、自社保有又は協力会社などで保有のいずれでも良いが、災害時に確保可能な確保体制(理由)を併せて記載する。 記載する代表資材は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①土砂(砂)(m³) ②碎石類(m³) ③大型土のう袋(袋) なお、記載する資材は単に会社で保有している又は協力会社等が保有している全数量を記載するのではなく、<u>本協定期間における高崎河川国道事務所の災害時に確実に使用できる数量を記載すること。</u>

6) 希望する協定締結区間及び希望の理由	(様式-7) <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結を希望する協定区間及び希望する理由を記載する。 ・ 希望する協定区間は、複数区間記載可能(最大5区間まで)とし、希望順位をつけて記載する。
7) 資機材の主な拠点から希望協定区間までの距離	(様式-7) <ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材の主な拠点から希望する協定区間までの距離(道程)を記載する。 ・ (様式-7)のほか、資機材の主な拠点の位置及び距離算定の対象とした経路を着色した図面を別途添付すること。(市販道路地図等に資機材の主な拠点所在地記載、経路(道程)の着色が良い) ・ 複数区間を希望した場合は、希望した全区間への距離が分かるように記載すること。
8) 過去の災害応急対策協定などの締結実績	(様式-8) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月1日以降、技術資料提出期限日までの行政機関等との間における、本協定と同様もしくは類似する災害協定などの締結状況として記載された協定等がある場合には、その締結機関を審査する。
9) 災害時の基礎的事業継続力認定の有無	(様式-9) <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術資料提出期限日における「建設会社における災害時の事業継続力認定」に基づく、基礎的事業継続力認定企業として関東地方整備局から認定証の交付を受けている実績を記載する。 ・ 認定証の交付を受けている場合は、認定年月日を記載する。 ・ 認定証の写しを添付すること。

(2) 技術資料の提出

① 技術資料は、持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る)によること。

- ・ 受領期間 平成30年1月31日(水)から平成30年2月21日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

- ・ 提出場所 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課 (担当:菅野)
〒370-0841 高崎市栄町6-41
TEL 027-345-6043
FAX 027-345-6093

災害時における道路災害応急対策業務等に関する協定書（案）

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長 堤啓（以下「甲」という。）と〇〇建設（株）代表取締役 □□ □□（以下「乙」という。）とは、高崎河川国道事務所管内の道路災害時における災害応急対策業務（以下「災害業務」という。）及び降雪時の除雪作業（以下「除雪作業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、高崎河川国道事務所管内において地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し又はおそれがある場合、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、労力等の確保及び動員の方法等必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（災害業務、除雪作業の実施区間）

第 2 条 実施区間は以下の通りとする。

災害業務、除雪作業の実施区間は、別添図面 区間番号●とする。

〇〇出張所管内 □□. □ kp ～ ■■. ■ kp

（実施区間外の協力要請）

第 3 条 甲は、高崎河川国道事務所管内に災害が発生し、又はそのおそれがある場合において必要と認めるときは、乙に対し実施区間外の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、東京都 2 3 区内において震度 6 弱以上（首都直下地震）の発生など、関東地方整備局管内に災害が発生し、又はそのおそれがある場合において必要と認めるときは、乙に対し実施区間外（県外含む）の協力を要請することができるものとする。

3 乙は、甲から実施区間外（県外含む）協力要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

（乙の責務）

第 4 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、災害業務、除雪作業に際し連絡体制及び使用可能な建設資機材等の数量を把握し、書面又は甲の指示する手段で甲へ報告するものとする。

2 前項の連絡体制を確立するために、連絡担当者を配置し、連絡先（平時及び緊急時）をとりまとめ甲へ報告するものとする。連絡担当者は可能な限り複数名配

置することとし優先順位を付すものとする

- 3 第1項の建設資機材等の報告は、年2回（4月末、10月末）報告するものとするが、著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲へ報告するものとする。
- 4 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面等により、通知するものとする。
- 5 乙は協定内容の円滑な実施が図れるよう社内職員、協力会社に対し訓練を含め周知・教育を年1回以上行うよう努めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

（災害業務、除雪作業内容）

第6条 甲が乙に対し要請を行う災害業務は、所管施設の緊急点検による被害状況の把握と報告並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、道路啓開及び応急復旧等以下「応急対策業務」という。）の要請を行うものとする。なお、甲が指示する主な業務内容は以下のとおりである。

①緊急点検（パトロール）

実施区間の道路を巡回し、道路状況や所管施設の被害状況の把握と報告の実施。

②緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所への進入防止措置の実施、また危険箇所の注意喚起や通行規制の措置を周知する看板等の設置及び通行規制の補助などを行い、道路利用者の安全確保を図る。

③道路啓開

倒壊・散乱している沿道建物等の道路上障害物の除去や段差箇所の処理、災害対策基本法に基づく路上放置車両の移動などを行い、緊急車両の通行確保を図る。

④応急復旧

道路啓開後の被災箇所に応じた、二次災害の防止や段階的な復旧による、緊急輸送路の機能確保を図る。また、大雨等による法面崩落などの災害においては、応急的な二次災害防止措置を講じ、早期の通行確保を図る。

⑤道路除雪

異常気象による豪雪時の道路除雪等を行い、通行確保を図る。

⑥その他

災害業務等実施に必要な労力及び建設資機材等の提供協力を行う。

（出動の要請）

第7条 甲は、乙に対し第2条及び第3条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。
ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲、乙相互の通信連絡

が不能なため、甲からの出動要請が不可能な場合は、乙の判断により応急対策業務を実施出来るものとする。

- 2 甲は電話による要請を行った場合、速やかに要請書面を乙に通知するものとする。
- 3 乙は要請を受けた場合（ただし書きを含む）、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告すると共に、直ちに出動し、応急対策業務を実施するものとする。

（災害業務、除雪作業の指示）

第 8 条 災害業務及び作業の直接の指示は、当該実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第 8 条第 1 項ただし書きによる甲の出動要請が不可能な場合は、乙の判断による応急処置を行うものとする。

- 2 前項のただし書きにおいて、甲と通信連絡が可能となった場合は、乙はその実施処置の内容を速やかに出張所長に報告するものとする。

（契約の締結）

第 9 条 甲は乙に、第 7 条に基づく出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（業務の完了）

第 10 条 乙または現場責任者は、業務が完了したときは、電話等により直ちに出張所長にその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第 11 条 乙または現場責任者は、業務の完了後、作業時間及び使用建設資機材等の数量を出張所長に書面により報告するものとする。

- 2 甲は、必要に応じて応急対策等の途中段階で、使用した建設資機材等の数量報告を求めることができるものとする。

（費用の請求）

第 12 条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第 9 条により締結した契約に基づきその費用を請求するものとする。

（費用の支払）

第 13 条 甲は、第 12 条の規定による請求を受けたときは、内容を精査し第 9 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第 14 条 応急対策業務の実施において甲、乙双方の責に帰すべからずものにより、第三

者に損害を及ぼしたとき、又は甲が貸与の建設資機材等に損害が生じたときは、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。ただし、その損害のうち、業務の実施につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。

なお、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

(訓練等への参加)

第15条 乙は、甲が主催する訓練等に、甲からの参加要請があった場合は参加するものとする。

なお、参加に伴う費用は乙が負担するものとする。

(身分証明書の携帯)

第16条 第6条③道路啓開にあたり、災害対策基本法に基づく対応を行う場合は甲が発行する身分証明書を携帯し、必要に応じ提示するものとする。

(緊急車両事前通行届け出)

第17条 本協定締結後、協定内容の実施にあたり、「緊急道路指定」区間への立ち入りを考慮し、乙（私有車両除く）が保有している車両について可能な限り「事前届け出」を行うものとする。「届け出」した場合は登録状況を甲に報告するものとする。

(有効期限)

第18条 この協定の有効期限は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(協定の解約)

第19条 甲もしくは乙において、第18条の有効期限内に協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(その他)

第20条 この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 協定区間内で維持工事を契約している場合においては、協定区間内で行った災害協定に基づく災害対応については活動実績として認められない。

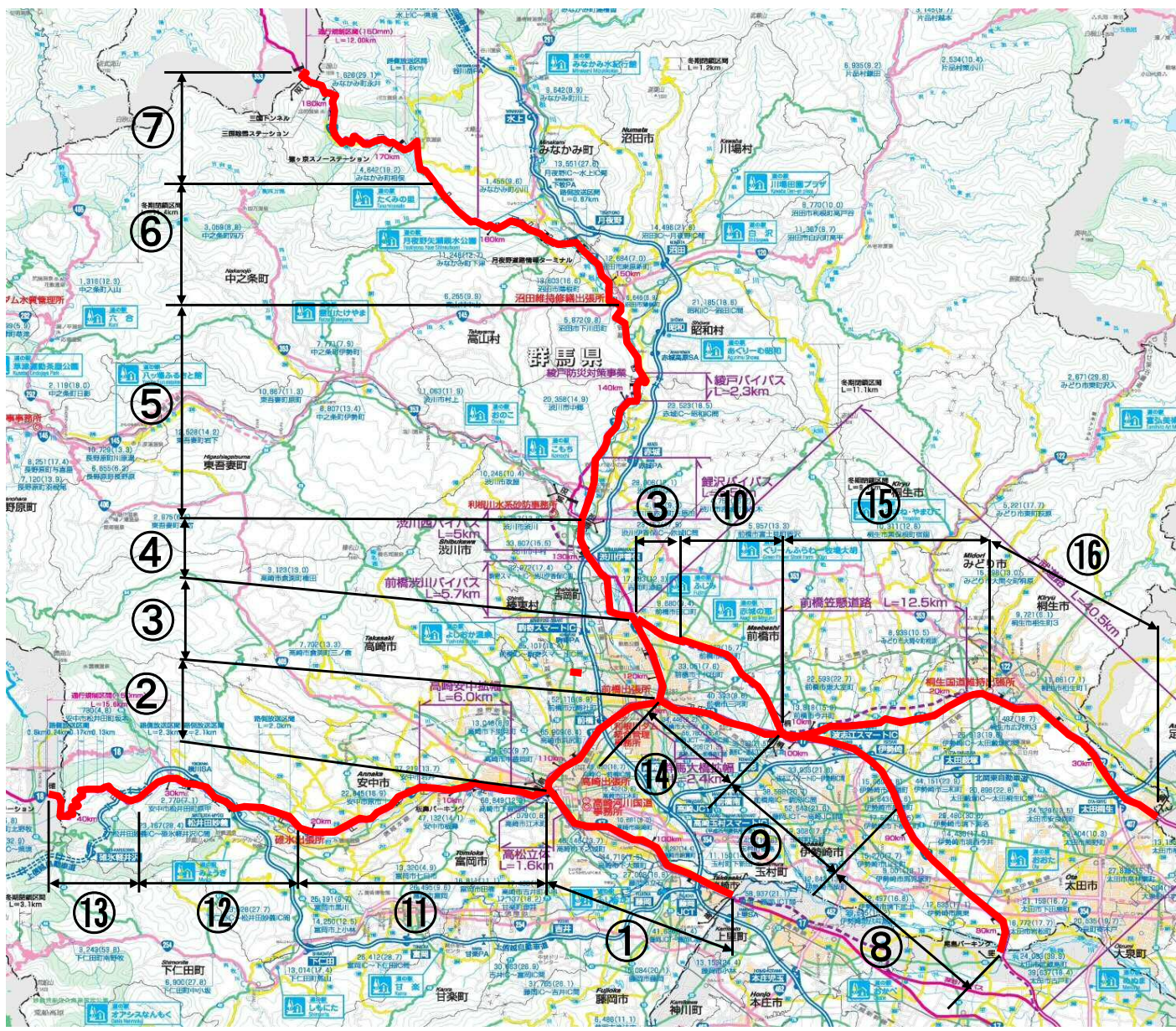
3 災害対策基本法に基づく措置に関連する事項については、別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年3月 日

甲. 群馬県高崎市栄町6番41号
国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所長 堤 啓

乙. 群馬県〇〇市××番地
〇〇建設株式会社
代表取締役 □□ □□



区間番号	路線	担当出張所	協定区間	延長(km)
①	17号	碓氷	高崎市新町 ~ 高崎市並榎町	14.1
②	17号	前橋	高崎市並榎町 ~ 前橋市本町	10.5
③	17号	前橋	前橋市本町 ~ 前橋市田口町	9.3
	17号 上武道路	前橋	前橋市上細井 ~ 前橋市田口町	
④	17号 前渋BP	前橋	前橋市田口町 ~ 渋川市半田	13.5
	17号 渋川西BP	前橋	渋川市半田 ~ 渋川市白井字尖野	
⑤	17号	沼田	渋川市白井字尖野 ~ 沼田市下川田	17.5
⑥	17号	沼田	沼田市下川田 ~ 利根郡みなかみ町新巻	16.8
⑦	17号	沼田	利根郡みなかみ町新巻 ~ 新潟県南魚沼郡湯沢	16.6
⑧	17号 上武道路	桐生	埼玉県深谷市大字高島字本郷 ~ 伊勢崎市三室町	12.7
⑨	17号 上武道路	桐生	伊勢崎市三室町 ~ 前橋市今井町	9.8
⑩	17号 上武道路	前橋	前橋市今井町 ~ 前橋市上細井町	9.6
⑪	18号	碓氷	高崎市並榎町 ~ 安中市郷原	17.4
⑫	18号	碓氷	安中市郷原 ~ 安中市松井田町入山字芦田谷	12.2
⑬	18号	碓氷	安中市松井田町入山字芦田谷 ~ 長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢	12.2
⑭	50号	前橋	前橋市本町 ~ 前橋市今井町	8.2
⑮	50号	桐生	前橋市今井町 ~ みどり市笠懸町阿佐美	13.5
⑯	50号	桐生	みどり市笠懸町阿佐美 ~ 太田市植木野	14.1